

農泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン

(第3版)

～ 『G・O・T・トラベル事業』参加条件等、最新情報について紹介しています ～

一般社団法人 日本ファームステイ協会

令和2年7月31日

「農泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第3版）」

目 次

I. はじめに	P. 2
II. 具体的な対策検討にあたっての考え方	P. 3
III. 具体的な感染防止策	
1. 清掃・消毒に関する留意事項	P. 4
2. 宿泊施設において留意すべき基本原則と各エリア・場面の共通事項	P. 5
3. 農泊施設（宿泊）滞在期間中の留意点	P. 6
4. 宿泊客の感染疑いの際の対応	P. 12
5. 農業体験等、体験メニュー実施時の留意点	P. 13
6. 旅行会社等、送り手に向けた確認・依頼事項	P. 15
IV. 付属資料編	
1. 農泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドラインQ&A	P. 17
2. 「新型コロナウイルス拡大防止チェックリスト」	P. 18
3. 「G・O・T・ラベル事業」の参加条件について	P. 21
4. 「G・O・T・ラベル事業」における感染防止策の周知 (掲示物の例)	P. 23
① 事業者における感染防止対策 掲示物例	P. 24
② 旅行者における感染防止対策 掲示物例	P. 25
③ 移動中の感染防止対策 掲示物例	P. 26
④ 新しい旅のエチケット 掲示物例（旅行連絡会提供）	P. 27
⑤ 感染防止チェックリスト 掲示物例	P. 18
5. イベント開催等に係る基本的な感染防止策	P. 29
6. 参考とした資料等一覧	P. 30

I. はじめに

一般社団法人日本ファームステイ協会では、『令和元年度農山漁村振興交付金事業：農泊推進対策広域ネットワーク推進事業「農泊マニュアルの作成」』により作成された「農山漁村地域の所得向上・活性化のための農泊手引き」に対する編集協力を実施し、令和2年3月に同手引きが発行されました。

そのなかでリスクマネジメントにおける各種リスクを紹介し、その対応等について記載しておりましたが、今般の新型コロナウイルスが新たな脅威として出現したため、今後は「新たな日常」モデルをつくりあげることが必要となっています。

宿泊業をはじめ各種業界団体においても、業界ごとに「対応ガイドライン」を作成し、それぞれの現場で創意工夫をしながら実践されている中、農泊地域の旅館業法（簡易宿所営業）に基づく「農家民宿・農林漁業体験民宿」においても、宿泊業界にて作成された「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」に則った対策が求められており、また観光庁からは、住宅宿泊事業法（民泊新法）に基づく届出施設においても「同様の対応をとることが望ましい」との通知（令和2年2月）がなされているところです。さらには、旅館業法や住宅宿泊事業法に基づかず、体験料等を収受し宿泊させる「農家民泊・イベント民泊」についても同様の対応に留意する必要があります。

そのような中、本協会として、宿泊業や外食業団体さらには観光施設、旅行業界等の対応ガイドラインを基本としながら、農家民宿等の実情等も勘案して「宿泊（家主居住型・不在型）」「体験」「来訪者への依頼事項」等を含めた「農泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版：令和2年6月30日付）」をまとめ、その後の状況変化や「感染症学の専門家」および「内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室」の監修をいただいて「第2版：令和2年7月20日付」を作成、さらには7月22日（水）に開始された「G o T o トラベル事業」への対応要件を加えて「第3版：令和2年7月31日付」を作成しました。

本ガイドラインは、現時点において必要と考えられる対策を例示したものであり、今後とも最新の新型コロナウイルスの予防に係る専門家の知見、宿泊客の要望、事業者側の受入環境等を踏まえて必要な見直しを行ってまいります。

全国の農泊実践者の皆様におかれては、本ガイドラインを参考として各施設の実情に合わせた具体的な対策を講じていただき、農泊施設としても「G o T o トラベル事業」の機会を積極的にご活用いただけますようご案内申し上げます。

Ⅱ. 具体的な対策の検討にあたっての考え方

1. 特に留意したポイント

「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」の提言に加え「感染症学の専門家」や「内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室」の監修に従い以下の点に留意しました。

- ① 清掃と消毒のプロセスは、特に重要となるため留意しました。
- ② 主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて従業員・家族や宿泊客等の動線や接触等を考慮しリスクに応じた対策を検討しました。
- ③ 接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定しました。
- ④ 高頻度接触部位（家具類、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、テレビや空調機等のリモコン、タッチパネル、蛇口、手すり等）には特に注意しました。
- ⑤ 飛沫感染のリスク評価としては、換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度保てるか、施設内で大声などを出す場がどこにあるか等を評価しました。

2. G o T o トラベル事業、イベント開催等の感染防止策、火災予防の留意事項

国土交通省より「G o T o トラベル事業」における感染防止対策に係る「参加条件」が発表（7月17日付）され「G o T o トラベル事業」に参加する場合は、より本ガイドラインの徹底が必要となりました。本文中ならびに「付属資料編」P. 21以降に必要事項を記載しましたので参照ください。

また、7月16日に開催された「第2回新型コロナウイルス感染症対策分科会」において「イベント開催等に係る基本的な感染防止策」（詳細P. 29）が示されるとともに、消防庁からは「飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項（詳細P. 7）」が示されましたので、あわせてご案内申し上げます。

3. 「持続化給付金」の活用について

ガイドラインの順守を行うにあたり、国の「持続化給付金」の活用が可能です。

ガイドラインの順守を行うにあたり「持続化給付金(最大200万円)」の活用可能！

詳しくはこちら！⇒ <https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

問い合わせ・相談窓口／持続化給付金事業 コールセンター

☎ 0120-115-570 または 03-6831-0613（こちらは通話料がかかります）

【7月・8月】 毎日 8:30～19:00 【9月～12月】 日曜日～金曜日 8:30～19:00
（土曜日祝日を除く）

Ⅲ. 具体的な感染防止対策

1. 清掃・消毒に関する留意事項

「家主居住型」「不在型」等、宿泊施設は共通にて以下の清掃・消毒の方法に留意します。

(1) 「家主居住型」ならびに「不在型」宿泊施設が共通して留意する事項

- ① 情報の収集は、正確かつ信頼できる情報源（自治体情報等）を利用します
- ② 宿泊客がチェックアウトした後は、これまで以上に清掃と消毒を徹底します
- ③ 清掃業者等、外部スタッフを利用する場合は当ガイドラインを参考に、求めている水準や過程を説明し、清掃業者サイドの内容を定期的に確認します
- ④ 宿泊客に向けて、事前および滞在中に、清掃に関して施設が実施している対策が伝わるよう工夫します
(例：施設内部に表示、HP等詳細情報に記載、施設情報の小冊子作成 等)

(2) 宿泊客向けサポート

- ① 宿泊客が手の清潔を保てるよう、手指消毒剤、抗菌ハンドソープ（通常の石鹸でも可）等を入り口や主要な箇所を用意するとともに、定期的な手洗いを奨励します
- ② 宿泊客が、自分で清掃・消毒ができるよう清掃用具や消毒剤の用意を検討し、それらの使用方法も掲示します
- ③ 宿泊客が清掃する場合、清掃後の様子や清掃状態をチェックし、必要があれば再度清掃します

(3) 清掃・消毒の留意事項

- ① 清掃する場所（部屋・バスルーム・キッチン等）により、清掃用具を使い分けて二次汚染を防止します
- ② リスクが最も低い場所（寝室・リビング）から清掃を開始し、リスクが高い場所（キッチン・バスルーム）に移ります
- ③ 通常の清掃に加え、ドアノブなどよく触る箇所は1日1回以上0.05～0.1%（500～1,000ppm）の次亜塩素酸ナトリウム溶液で清拭し、消毒を行います
- ④ トイレは0.1%（1,000ppm）の次亜塩素酸ナトリウム溶液またはアルコール（70%）による清拭を毎日実施し、次亜塩素酸ナトリウム溶液を用いて清拭した後は、水拭きを行います
- ⑤ 清掃の徹底と記録のため、チェックリストを作成します
- ⑥ 作業の最中と後には換気を行います

(4) 宿泊施設に関する消毒の優先ポイント

ドアノブ、リモコン、スイッチ、バスルームの蛇口、トイレの洗浄ハンドル・便座、台所用品、箸・ナイフ・フォーク、椅子・テーブル等の家具、リネン類、廃棄物・ごみ箱、清掃用具、宿泊者向け印刷物（パンフレット・メニュー）

[参考：次亜塩素酸ナトリウム溶液500ml の作成方法]

・濃度0.05%（500ppm）

次亜塩素酸ナトリウム溶液 5ml+水495ml

・濃度0.1%（1,000ppm）

次亜塩素酸ナトリウム溶液10ml+水490ml

（注1）ここでいう次亜塩素酸ナトリウム溶液は市販の「ハイター（塩素系。花王（株））」などの原液（5～6%濃度）を使用することを前提としています。

なお、ハイターの商品付属の蓋に入る量は25ml、飲料用のペットボトルの蓋に入る量は5ml と言われています。（メーカーのHP 等も参照ください）

（注2）飲用のペットボトルで希釈溶液を作る場合、誤飲防止のため「飲用不可」を明記してください。

(5) 寝具等リネンの取り扱い

- ① 使用済み寝具リネンに触る回数は最低限に抑え、振り回さないよう注意します
- ② なるべく高温で洗い、完全に乾かしてから収納し、清潔なリネンと使用済みリネンは必ず分けて収納します

(6) チェックアウト後の清掃と次の宿泊客の受け入れ

- ① チェックアウト後、清掃のために部屋や施設に入るのは、3時間以上経過してから入り、換気や清拭終了後に次の宿泊客を受け入れます

2. 宿泊施設において留意すべき基本原則と各エリア・場面の共通事項

「家主居住型」と「不在型」、「食事提供の有無」等、施設によってその対応策と範囲は異なりますが、以下の留意事項を参考に、それぞれの実情に応じて必要な対策を講じます。

(1) 留意すべき基本原則

- ① 万が一感染が発生した場合に備え、週末を含め保健所に連絡、指導を仰ぐ体制を確立します
- ② マスクの常時着用を徹底（従業員、家族及び宿泊者・入館者に対する周知）します
- ③ 従業員・家族と宿泊客及び宿泊客同士の接触をできるだけ避け、対人距離を確保（できるだけ2m、最低1m）します

- ④ 感染防止のための宿泊客・体験客等の受入れ人数を調整（三密防止）します
- ⑤ 入口及び施設内の必要と思われる場所での手指の消毒設備の設置と周知・啓発を行います
- ⑥ 施設及び客室の換気を行います（施設は30分に1回以上数分程度、窓を全開にします。客室の清掃時は必ず換気を行います。）
- ⑦ 宿泊客への手洗い・消毒を要請します（現在、うがいは推奨されていません）
- ⑧ 従業員・家族の毎日の体温測定、健康チェックで体調管理を徹底します

(2)各エリア・場面の共通事項

- ① 他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を少なくするよう工夫します
- ② 手や口が直接接触するもの（コップ、箸等）は、使用の都度洗浄し消毒又は使い捨てにするなど可能な範囲で特段の対応を図ります
- ③ 人と人が対面する場所は、距離の確保（できるだけ2 m、最低1 m）に留意し、困難な場合はアクリル板・透明ビニールカーテン等（次項注1）で飛沫感染を防止します
- ④ 従業員・家族等の衣服は使用の都度（毎日）洗濯します
- ⑤ 手洗い、手指消毒の徹底を図ります
- ⑥ 宿泊客、従業員・家族の中に無症状感染者がいる可能性があることを踏まえて、宿泊客や利用者がいない間も中断することなく感染防止策に留意します

3. 農泊施設（宿泊）滞在期間中の留意点

(1)受付時（旅行者との合流場所等）の対策

- ① 受付時には、全員の検温と本人確認を徹底します
- ② 入口及び適正な箇所に手指の消毒設備を設置します
- ③ 入館の際に手指の消毒・体温計測・健康質問票の記載を依頼します発熱が軽度であっても咳・咽頭痛、けん怠感などの症状がある人は申し出るように呼びかけます。宿泊客から申し出があった場合は、同意を得た上で、速やかに保健所（帰国者・接触者相談センター）へ連絡し、その指示に従います
- ④ 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報取扱に十分注意しながら宿泊客の名簿を適正に管理します（宿泊客全員の住所・氏名・非常時の連絡先等）

(2)送迎車等の乗車時、利用上の対策

- ① 送迎車の運転席と後部座席の間にはビニールシート等（次項注1）で仕切りを設置します
- ② 窓を開放する等、換気に留意するとともに、座席については、全員がマスクを着用することを前提に、可能な限りゆとりのある座席確保で対応することとします（助手席は、極力、宿泊客は使用しないようにします）
- ③ 乗車時には、出来るだけ会話を少なくする等、感染予防の行動を依頼します

【注1／飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項】

令和2年7月17日
消防庁

飛沫防止用のシートに着火する火災が発生したことを受けて、下記の通り留意事項が発出されましたのでご留意ください。

- (1) 火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにすること。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあつては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品等）を使用する。
- (2) 同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状の物の方が防火上望ましい。
- (3) 不明の点があれば、最寄りの消防署に相談する。

（燃えにくい素材の考え方）

- ・ 一般的に、飛沫防止のために使用が考えられる透明のシート類は、引火点、発火点、自己消火性の有無等の性質を踏まえると、ポリ塩化ビニール製やポリカーボネート製のものが比較的燃えにくい素材であると考えられる。
- ・ 難燃性、不燃性、防火製品などの情報については、製造者等の製品仕様を確認することが望ましい。

参考

シート類については、(公財)日本防災協会が定める防災性能基準に適合するものが防災製品として認定されているものがあり、防災製品として認定された製品や材料には防災製品ラベルが貼付されている。



[防災製品ラベルの例]

(3) チェックイン（入館受付）時の対策

- ① 客室でのチェックイン手続きは、フェイスシールドまたはマスクの着用を徹底します
- ② モバイルによるプリチェックインの導入等を検討します
- ③ チェックインの時間をお客様ごとに設定して顧客相互の接触を避け、加えて全員の検温と本人確認を100%実施します

【宿泊カード等の記入】

- ・ 宿泊カードのオンライン化を検討します（メール等で必要事項の事前受付）
- ・ 筆記具は、使い回しせず人数分用意するか、スタッフが代筆、または使用の都度、清拭消毒を徹底します

【館内・客室案内】

- ・ 口頭の説明を最小限にとどめ、文書の配布や動画紹介等の導入を検討します

【鍵の受渡し】

- ・ 事前に清拭消毒した鍵を客室に置くこととし、直接の受け渡しを控えます
- ・ 返却された鍵は、清拭消毒を行ってから管理します

【団体旅行や修学旅行の受入れ時の対応】

- ・ 受付時は代表者がまとめてチェックインを行い、ツアー参加者は一つの場所に固まらず、分散して待機を行うよう要請します（雨天時の工夫も検討）

(4) 客室・設備等の対策

【部屋のドアの開閉】

- ・ ドアノブの清拭消毒を定期的に励行し、常に清潔を保つようにします

【部屋の設備（※）への対応】

- ・ 客室清掃時に、消毒剤（洗剤・漂白剤等）を使って表面を清拭します
※テレビ・空調のリモコン、部屋の照明スイッチ、座卓、押入、電話、トイレ等
- ・ 部屋に消毒スプレーを設置し、衣類などへの除菌ができるように依頼します
- ・ コップ、急須、湯飲み等は消毒済みのものと交換し、使い捨てでの対応も検討します
- ・ 使用済アメニティは廃棄、スリッパは使い捨て又は消毒を徹底します

【換気の対応】

- ・ 空調機を外気導入に設定します（機能があるか確認してください）
- ・ 一定時間ごとに客室の窓を開けての換気を要請します

【家族等普段生活している人以外との相部屋】

- ・ 基本的に宿泊客の同居者以外との相部屋は避けることとし、止むを得ない場合は双方の同意を得ることとします
- ・ また、団体旅行や修学旅行の場合、ツアー出発前に事前に参加者への確認を行うことを要請します

(5) 浴場の対応

- ① 入浴時間の設定等、入場人数の制限を行います
- ② 最寄りの温泉（日帰り入浴施設・温泉旅館等）との連携も検討します

【更衣室】

- ・ ドアノブ、セキュリティロック等の清拭消毒を必要に応じて行います
- ・ 定期的なロッカーの清拭消毒を行います
- ・ 浴場での貸しタオル中止、客室から清潔なタオルの使用を要請します

【浴室内】

- ・ 備品等の清拭消毒を適時に行います
- ・ 浴室内の換気強化を徹底します
- ・ 浴室、浴槽内の人数制限を行うとともに、対人距離の確保や会話を控えること等を要請します

【洗面・化粧台】

- ・ ドライヤー等備品の清拭消毒を徹底し化粧品・ブラシ等は持参を要請します

【休憩室等】

- ・ 極力、対面で会話をしないように配置等を工夫します
- ・ 休憩、共通スペースは、常時換気に努めます
- ・ 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒します
- ・ 使用後の備品（ソファ、体重計等）の清拭消毒の協力を要請します
- ・ 水や飲料サービス機器のボタン等の定期的な清拭消毒を行います

(6) 食事関係

食事処、レストラン等の接待を伴わない飲食店として都道府県の施設使用制限に従いますが、その徹底した感染防止対策としては以下のことに留意します。

【宿泊客に提供する料理の調理時の対応】

- ・ 調理前には、手洗い・消毒を徹底します
- ・ 調理時は、マスクと手袋、ヘアキャップを着用します

【会食等の共通対応】

- ・ 参加人数、滞在時間の制限、席の間隔（できるだけ2 m、最低1 m）に留意

します

- ・ 従業員、家族はマスクを着用し、フェイスシールドの着用も検討します
- ・ 宿泊客に食事開始までマスク着用を要請します
- ・ 発熱、咳、かぜ症状のある人は別室での食事を要請します
- ・ 手洗いまたは手指消毒の徹底を図ります
- ・ 座布団、座椅子、お膳等は開始前・終了後の消毒を徹底します
- ・ 座席の配置は、横並び着席を基本とします
- ・ 会食場の換気を定期的に行います
- ・ お酌や盃の回し飲みは控えるよう要請します
- ・ 従業員・家族と宿泊客の接触は、必要最小限にとどめます

【料理説明を料理説明メモに変更等】

- ・ 可能な限り、鍋料理や刺身盛り等は一人鍋、一人盛りに変更または提供側が取り分けるよう工夫します

【料理提供の対応】

- ・ 盛り付け担当者の衛生管理を徹底します
- ・ 従業員・家族の衛生管理を徹底します
- ・ 下膳と同時に料理提供をしない等を徹底します
- ・ 提供の際は、マスク・手袋を着用します

【食べ終わった食器類の下膳の対応】

- ・ 下膳作業後の手洗い、手指消毒を徹底します
- ・ グループ毎に食事後のテーブル等を消毒します

【部屋食の対応】

- ・ 調理場から客室への料理の運搬時においては、運搬用機器の手に触れる部分の清拭消毒を行うなど必要に応じた対応を行います

【客室内での料理の提供】

- ・ 横並び着席を推奨するなど感染防止の協力を要請します
- ・ 客室入室後、手指消毒をしてから料理を並べます
- ・ できるだけ一度に料理を提供し、客室への入室回数を少なくします
- ・ 従業員・家族はマスクを着用し、フェイスシールドの着用も検討します
- ・ 従業員と宿泊客の接触を極力減らす（料理説明を料理説明メモに変更等）工夫をします
- ・ 鍋料理や刺身盛り等は一人鍋、一人盛りに変更または提供側が取り分けるよう工夫します

【食べ終わった食器類の下膳】

- ・ 下膳作業後の手洗い、手指消毒を徹底します

(7) チェックアウト（退館時の対応）

【精算方法】

- ・カード決済、電子マネー等、非接触型決済の導入を検討します
- ・現金、クレジットカード等の受け渡しは、手渡しで受け取らずコイントレイ（キャッシュトレイ）などを使用します
- ・コイントレイは定期的に消毒し、会計の都度手指を消毒するなど工夫します

【鍵の返却】

- ・フロントスタッフの手指消毒、返却後のキーを消毒します

(8) 清掃等の作業

清掃等については「清掃・消毒に関する留意事項（P. 4－P. 5）」も参照のうえ、以下の点に留意して対応してください。

【従業員・家族による客室の布団上げ】

- ・マスクを着用し、使用後のリネン類は回収後に人が触れないように密閉保管したうえで、速やかに洗濯またはリネン業者へ委託します

【客室清掃】

- ・清掃時はマスク・使い捨て手袋の着用を徹底します
- ・清掃時には窓やドアを開放し、完全に空気を入れ替えるようにします
- ・使用した浴衣、室内スリッパ等はすべて洗濯・消毒済みのものと交換します
- ・使用済みタオルは、人が触れないように密閉保管し、洗濯・消毒します
- ・ゴミは、ビニール袋で密閉して廃棄します

【浴場清掃】

- ・浴室内の設備・備品を清拭消毒します
- ・清掃時には窓やドアを開放し、完全に空気を入れ替えるようにします
- ・脱衣室内の設備・備品を清拭消毒、ロッカー内部も清拭消毒を励行します
- ・使用済みタオルは密閉保管し、洗濯・消毒を行います
- ・浴槽等の消毒を徹底します

【館内清掃】

- ・市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃します
- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる表面を、始業前始業後に清拭消毒することが重要であり、ドアノブや階段の手すり、受付デスク、家具などは、定期的にアルコール消毒液で拭くこととします
- ・宿泊客用スリッパ等は使用後の清拭消毒、又は使い捨てに変更します

(9) トイレ（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意）

- ① 便器内は、通常の清掃と共に可能な範囲で消毒します
- ② 不特定多数が接触する共有部分は、清拭消毒を行います
- ③ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示します
- ④ ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備します
- ⑤ ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止とします
- ⑥ 常時換気をオンにしておくなど換気に留意します

(10) 従業員・家族スペース

- ① 宿泊客の受入れ時は、マスク着用を徹底します
- ② 休憩、共通スペースは、常時換気することに努めます
- ③ 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒します
- ④ 手洗い、消毒等の徹底を図ります

4. 宿泊客の感染疑いの際の対応

- (1) 事前に他の宿泊客と区分して待機する部屋等を確保するように努めます
- (2) 発熱や呼吸困難・けん怠感等、感染が疑われる宿泊客がいる場合、客室内で待機し、マスク着用のうえ部屋から出ないよう依頼します（同行者も同様）
- (3) 食事は客室に届けるようにして他の宿泊客との接触を避けるよう配慮します
その宿泊客と対応するスタッフは限定し、対応時にはマスク等を着用します
- (4) 管轄保健所の「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、感染の疑いのある宿泊客の状況や症状を伝え、その後は保健所からの指示に従います
- (5) 当日の宿泊者名簿を確認し、保健所への提出に備えます
- (6) 宿泊客に、再度、健康状態の確認を行います
- (7) 教育旅行等、団体旅行の場合、速やかに添乗員や学校関係者に情報共有しながら対応します
- (8) 安全管理マニュアルおよび緊急連絡体制には、感染疑いの際の対応について記載するようにします。
- (9) 万が一感染が発生した場合に備え、週末を含め保健所に連絡、指導を仰ぐ体制を確立します

5. 農業体験等、体験メニュー実施時の留意点

「新型コロナウイルス感染症対策分科会（第2回）」において「イベント開催等に係る基本的な感染防止策」が示されました。（詳細「付属資料編」P. 29参照）

「参加者の体調管理」「マスク」「大声抑制」「密閉の回避（換気）」「密集・密接の回避」「参加者自身による感染把握」等、基本的な感染防止策が示されておりますので、下記の留意点と合わせて対応ください。

(1) 参加者への依頼事項

- ① 予約制がある場合は事前予約を利用して余裕を持った来場等、協力を依頼します
- ② 当日は、参加者に来場前に体温測定、健康チェックの実施を依頼します
（少しでも体調に違和感があった場合は、中止の検討を依頼）
- ③ 体験中は、身体的距離の確保（できるだけ2m確保または少人数に分けて複数回で実施等）、マスク着用、手洗い・手指の消毒の励行を依頼します
- ④ 使用済みマスクは、お客さまご自身で処分を依頼します

(2) 体験メニューの留意事項

【消毒液の設置】

- ・ 施設の入出口への消毒液、トイレの手洗い場への消毒効果のある石けんなど、利用者が利用する場所への消毒液等の設置と周知を行います
- ・ 参加者への手洗い、手指の消毒の励行等についての声掛けを徹底します

【密集・密接・密閉空間（三密）を避ける】

- ・ 体験時の説明者等は、フェイスシールドまたはマスクの着用（場合によっては両方）を徹底します
- ・ 密集空間を作らないための工夫や適切な列間隔の確保を行います
- ・ 対面接客時の適切な距離の確保を行います
- ・ 屋内施設は、定期的に十分な換気（窓が少ない場合は、換気扇の併用）を徹底します

【調理体験時の対応】

- ・ 調理前には、手洗い・消毒の徹底を依頼します
- ・ 調理時は、マスクと手袋、ヘアキャップの着用を依頼します
- ・ 手指衛生に用いる消毒用アルコールに引火しないよう周知します

【食事】

- ・ 座席は、なるべく横並びの席など、対面での食事を避け密にならない配慮を行います
- ・ 構造上、横並びが難しい場合は、極力、間をとった配置などを工夫します
- ・ トング・箸の共用、大皿を避け、可能な限り、個別の提供を心掛けます

【参加者対応】

- ・ 施設の新型コロナウイルス対応策について掲示するなどお客さまに協力を依頼します
- ・ 受付時、終了時に同一のボールペンやサインペン等を使用するときは、使い回しはせず人数分用意するか、スタッフが代筆します
- ・ スタッフの業務中は、マスクまたはフェイスシールド着用(場合によっては両方)の徹底を図ります
- ・ 拡声器、マイクの使い回しは避けます
- ・ 案内窓口や販売所レジでは、一定距離を保つよう案内します
- ・ カード決済、電子マネー等キャッシュレス精算の導入を検討します
- ・ 座席、体験用具などは、使用の都度、アルコール消毒液等で消毒します
- ・ 参加者がよく触れる箇所（ドアノブ、水道カランなど）はこまめにアルコール消毒液等で消毒します
- ・ 体験に使用する道具の使い回しは極力避けます
- ・ 人数分そろわない道具を使用する場合は、使い捨て手袋（ゴム、ビニールなど）を配布し、着用のうえ道具を使用します

【スタッフの体調管理】

- ・ スタッフは、毎日、体温測定、健康チェックを実施します
- ・ 受入時、調理前、トイレ後の手指の消毒、手洗いを徹底します
- ・ スタッフに発熱、咳などの風邪症状がみられたときは業務を中止します

【参加者の感染疑いの際の対応】

- ・ 事前に他の参加者と区分して待機する部屋等の確保に努めます
- ・ 万一、発熱や呼吸困難、けん怠感など、感染の疑われる参加者がいる場合、別室等で待機し、マスク着用をお願いし、外に出ないように依頼します
※同行者も同様
- ・ 食事提供の場合、待機室に届ける等、他の参加者との接触を避けるよう配慮します。またその参加者と対応するスタッフも限定し、対応時にはマスクを着用します
- ・ 保健所の「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、感染の疑いのある参加者の状況や症状を伝え、その後は保健所からの指示に従います
- ・ 当日の参加者名簿を確認し、保健所への提出に備えます
- ・ 教育旅行等、団体旅行の場合、添乗員や学校関係者に速やかに情報共有して対応します
- ・ 安全管理マニュアルおよび緊急連絡体制には、感染疑いの際の対応について記載するようにします。
- ・ 万が一感染が発生した場合に備え、週末を含め保健所に連絡、指導を仰ぐ体制を確立します

4. 旅行会社等、送り手に向けた確認・依頼事項

「G o T o トラベル事業」に参画する場合は、特に、感染防止対策実施に関して対外的な周知が求められており、ホームページ上での掲載や予約時の電話での伝達、施設内での掲示が必要です。（掲示物例「付属資料編」P. 23以降を参照）

(1) 自施設の対応ガイドラインの情報提供

- ① 旅行会社や教育機関等、送り手側に施設の安全対策について、ホームページ上に公表することを含め、事前に最新の情報を提供します

(2) 旅行会社等への確認・依頼事項

【出発前、実施中】

- ・ 旅行の出発となる都道府県から、都道府県外への移動自粛の要請がなされていないことを確認します
- ・ 旅程に組み込む運送機関、食事箇所、観光施設、体験プログラム等については、事前に、適切な感染防止対策を取っていることを確認し、お客様へ情報を共有します
- ・ 感染状況の変化等により旅行の安全かつ円滑な実施が困難となった場合、またはその困難となる可能性が大きい場合には、旅行の中止を依頼します
- ・ 旅行開始後であっても、感染状況の変化によりその後の旅行の安全な継続が困難となる可能性が大きいことがわかった場合は、旅行の中止を依頼します
- ・ 各施設に入場の際にアルコール消毒の徹底を依頼します

【観光・体験中】

- ・ 観光地では、団体メンバーが集まって「三密」の状態を作らないよう、添乗員等からの案内について協力を依頼します
- ・ 入場施設では、入り口や施設内部での密集・密接を避けるため、小グループに分け、時間差をつけた入場等の工夫を行うよう依頼します

【食事】

- ・ 食事においては、受入先のガイドラインに従った利用ができるよう案内を依頼します
- ・ その他の場所での食事においても、食事中の飛沫感染を防ぐため、時間をずらす、椅子を間引く等、距離の確保を依頼します
- ・ 施設の従業員との接触をできるだけ少なくすることを依頼します

【添乗員が同行しない場合】

- ・ 施設のガイドライン等について、事前に参加者への案内を依頼します

【参加者の健康管理、添乗員等関係者の健康管理】

- ・ 出発前にお客様の体調確認（体温、体調チェック）を行い、発熱や感染の疑いのある症状を呈している参加者には、旅行参加への不参加を依頼します
- ・ 旅行中に体調不良となった参加者は、旅行から離団し、他の参加者への感染防止の対応を行うとともに、最寄りの保健所や医療機関に相談・受診できるよう協力を依頼します
- ・ 旅行中、要所要所でのマスク着用・手洗い等の案内を依頼します

【 付属資料編 】

「農泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」Q & A

令和2年7月31日

Q. 1 ガイドラインの趣旨・考え方を教えてください

A. 1 このガイドラインは、農泊施設（地域）における新型コロナウイルス感染防止とお客様（旅行会社含む）及び従業員、ご家族が安心して事業の継続・再開に向かうためのガイダンス（手引き）となるものです。本ガイドラインを参考に施設（地域）の状況、事業者等の実情に沿って創意工夫をお願いします。ぜひ、本ガイドラインを参考に、施設（地域）の対応マニュアルを整備してください。

Q. 2 ガイドラインは地域の実情を反映していますか

A. 2 このガイドラインは基本的な考え方を示したもので、各自治体の方針や助言を参考に対応していただくこととなります。また地域の農泊協議会等で協議し施設（地域）の実情に沿った対応策の実施をお願いします。

Q. 3 「各施設の実情に合わせた具体的な対策」とあるが、ガイドライン全てを実践する必要がありますか

A. 3 このガイドラインは、「清掃・消毒」「家主居住型・不在型」「各エリア・場面」「体験メニュー実施時」「旅行会社等への依頼事項」等に分けて記載しています。

地域の協議会等でご検討いただき、それぞれの実情に合わせて、地域で共通する感染防止に有効と思われる実現可能な対応策をお願いします。

また、7月22日から開始された「Go To トラベル事業」への「参加条件」についても対応する内容としておりますので、当該キャンペーンを活用する場合は特に留意が必要です。

一方、家族が同居（特に高齢者）しておられる「家主居住型」の農家民宿等、宿泊客の受入自体に不安をお感じになる場合、ご家族や地域の安心・安全を考慮し、新型コロナウイルスの影響が沈静化するまで、受入の一時中止を検討することも選択肢の一つと言えます。

Q. 4 新型コロナの影響は長期化することも予想されているが、ガイドラインは状況に応じて見直すこともありますか

A. 4 このガイドラインは、「第1版」を令和2年6月30日付にて作成し、さらにその後の状況や専門家のご意見等を踏まえ「第2版」を平成2年7月20日付にて作成、さらには7月22日（水）に開始された「Go To トラベル事業」への対応要件等を加えて「第3版：令和2年7月31日付」を作成したものです。今後も引き続き、状況の変化に応じて修正・追加してまいります。大切なことは、農泊施設として利用者に対し、安心・安全を提供することですので、常に最新の情報を提供できるよう関係先とともに対応してまいります。

【 感染防止対策チェックリスト 】

簡易宿所・農家民宿事業者向け

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関するチェックリスト

- このチェックリストは、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐために各業態における**基本的な対策の実施状況について確認**いただくことを目的としています。
- 本チェックリストの項目が「○」とならない場合であっても対策が不十分ということではありません。**職場の実態を確認し、事業者と従業員がとれる対策を確実に実施**いただくことが大切です。
- 本チェックリストで**確認した上で対策の改善に繋げる工夫**をしてください。
また、各事業者におかれては、本ガイドラインも参考にして、施設規模や環境等の実情に応じて自主的にチェック項目を設けて十分な対策を講じてください。
- **7月20日国土交通省より「GoToトラベル事業」の参加条件（宿泊施設の例）が発表されました。「GoToトラベル事業」に参加する場合は、特に留意が必要です。**

項 目	確	認
1 感染防止のための基本的な対策		
(1) 感染防止のための基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
・「新型コロナウイルス対応ガイドライン」を徹底している（GoToトラベル事業参加条件）	○	×
・感染防止に関する取組をホームページ等で対外的に公表している（GoToトラベル事業参加条件）	○	×
・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）を確保するようにしている。	○	×
・マスクの着用を求めている。	○	×
・手洗いや手指消毒を求めている。	○	×
・その他（ ）	○	×
(2) 三つの密の回避等の徹底		
・三つの密（密集、密接、密閉）を回避する行動について、事前告知や張り紙等で周知し、徹底を求めている。	○	×
・咳エチケットを周知し、徹底を求めている。	○	×
・こまめな換気（30分に1回以上数分程度窓を全開）について周知し、徹底を求めている。	○	×
・その他（ ）	○	×
(3) 日常的な健康状態の確認		
・出勤前に体温を確認するよう周知し、徹底を求めている。	○	×
・出勤時等に、従業員の日々の体調（風邪症状や発熱の有無等）を確認している。	○	×
・その他（ ）	○	×
(4) 新型コロナウイルス感染症に対する情報の収集		
・国、地方自治体等のホームページ等を通じて最新の情報を収集している。	○	×
・週末を含め保健所に連絡、指導を仰ぐ体制を確立している（GoToトラベル事業参加条件）	○	×
・その他（ ）	○	×
2 感染防止のための具体的な対策		
(1) 基本的事項		
・「新型コロナウイルス対応ガイドライン」を徹底している（GoToトラベル事業参加条件）	○	×
・施設内の定期的な消毒をしている。	○	×
・他者と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を極力少なくしている。	○	×
・人と人が対面する場所に距離を保つ又はアクリル板等で飛沫感染防止をしている。	○	×
・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯している。	○	×
・その他（ ）	○	×

(2) 入館時		
・入り口やロビー内に手指の消毒設備を設置している。	○	×
・入館の際に手指の消毒、体温計測、健康質問票の記載を依頼している。	○	×
・その他 ()	○	×
(3) 送迎時		
・送迎車の運転席と後部座席の間にビニールシート等で仕切りを設置している。	○	×
・その他 ()	○	×
(4) チェックイン・チェックアウト		
・全員の検温・本人確認を100%実施している。(G・T・Oトラベル事業参加条件)	○	×
・宿泊客同士の距離を保つため、間隔を空けた待ち位置(できるだけ2m、最低1m)の表示等を行っている。	○	×
・フロントデスク、筆記具等の消毒(使い回しせず人数分用意か都度消毒)を徹底している。	○	×
・宿泊料金の支払いについて、カード決済等を行っている。	○	×
・返却されたルームキー等について消毒を徹底している。	○	×
・その他 ()	○	×
(5) 客室		
・ドアノブの消毒を徹底している。	○	×
・客室清掃時に消毒剤(洗剤・漂白剤等)を使って、部屋設備を清拭している。	○	×
・空調機を外気導入にしている。	○	×
・一定時間ごとに客室の窓を開けるように換気をお願いしている。	○	×
・その他 ()	○	×
(6) 食事関係		
・対面とにならないように横並び着席とし、三密対策を徹底している。(G・T・Oトラベル事業参加条件)	○	×
・従業員はマスクを着用している。	○	×
・下膳作業後の手洗い、手指消毒を徹底している。		
・その他 ()	○	×
(7) 客室等の清掃		
・マスクを着用し、使用後のリネン類は回収後に人が触れないように密閉保管している。	○	×
・清掃時にマスク・使い捨て手袋を着用し、換気を徹底している。	○	×
・使用済みタオルは、回収後に人が触れないように密閉保管し、洗濯・消毒している。	○	×
・浴室内の設備・備品を清拭消毒している。	○	×
・通常の清掃後に、不特定多数が触れる箇所(階段の手すり、共用パソコン等)を始業前、始業後に清拭消毒している。	○	×
・宿泊客用スリッパ等は、使用後に清拭消毒又は使い捨てにしている。	○	×
・その他 ()	○	×

(8) トイレ		
・ 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒をしている。(GoToトラベル事業参加条件)	○	×
・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示している。	○	×
・ 共用のタオルではなく、ペーパータオル又は個人用にタオルを準備している。	○	×
・ 常時換気を徹底している。	○	×
・ その他 ()	○	×
(9) 浴室		
・ 入浴時間の設定、入場人数の制限を行っている。	○	×
・ 浴室内の換気を徹底している。	○	×
・ 貸タオル中止、清潔なタオルの使用を徹底している。	○	×
・ その他 ()	○	×
(10) 従業員等の休憩スペース		
・ 休憩室を使用する人はマスクを着用している。	○	×
・ 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにしている。	○	×
・ 常時換気を徹底している。	○	×
・ 共有する物品(テーブル、椅子等)は、定期的に消毒している。	○	×
・ 従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いを徹底している。	○	×
・ その他 ()	○	×
(11) ゴミの廃棄		
・ ゴミはビニール袋に入れて密閉して処理している。	○	×
・ ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用し、作業後は手洗いを徹底している。	○	×
・ その他 ()	○	×
3 風邪症状等が出た場合		
・ 宿泊客に風邪症状等が出た場合は、客室内で待機し、マスク着用と外出を控えることをお願いしている。	○	×
・ 風邪症状等が出た場合、食事も客室にお届けし、他の宿泊客との接触を避けることとしている。	○	×
・ その他 ()	○	×
4 新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者が出た場合		
(1) 陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止		
・ 新型コロナウイルスの陽性者等であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを周知し、徹底することとしている。	○	×
(2) 陽性者等が出た場合の対応		
・ 感染の疑われる宿泊客がいる場合、客室内で待機し、マスク着用をお願いするとともに、外に出ないようにお願いすることとしている。	○	×
・ 事前に他の宿泊客と区分して待機する部屋等を決めている。	○	×
・ 感染の疑いのある宿泊客と対応する人も限定している。	○	×
・ 新型コロナウイルスに陽性である者と濃厚接触をした者がいた場合にどのような対応をするかをルール化している。	○	×
・ その他 ()	○	×

【「GoToトラベル事業」の参加条件について】

7月22日から開始された「GoToトラベル事業」に対して、利用できる地域については、この機会を積極的に活用していきましょう。

ただし、参画に際しては、宿泊事業者（農泊オーナー）の皆様に下記①-③の作業を実施していただく必要があり、これら①-③の作業を完了していただかないと、割引対象外となる可能性がありますのでご注意ください。

現時点（7月31日）で、東京都の宿泊事業者（ホスト）は対象外となっておりますが、上記①-③につきましては、旅行者様にとっての安心材料でもあり、今後キャンペーン対象に東京が入った場合にもおそらく必須作業になると思われますので、是非この機会にご登録・ご対応ください。

なお、「GoToトラベル事業」の詳細につきましては、以下の観光庁のページを参照ください。⇒ https://www.mlit.go.jp/kankocho/page01_000637.html

【GoToトラベル事業参加にむけて必要な作業】

【作業①／宿泊施設における新型コロナウイルス対策の徹底】

Go To トラベル事業の「参加条件」（宿泊施設の例）

- ① 「新型コロナウイルス対応ガイドライン」の徹底
- ② チェックイン時に検温・本人確認を100%実施
※ 対面を避けるなどの感染予防策を講じて実施
- ③ 週末を含め保健所に連絡し、指導を仰ぐ体制を確立
- ④ 共用スペース等の消毒・換気を徹底
※ 客室等の共用スペース等の消毒・換気を徹底
- ⑤ 浴場や飲食施設で三密対策を徹底
※ 人数制限、時間制限を設ける等
- ⑥ 食事の際の三密を回避
※ 座席の間隔を空ける、ピュッヘ方式の食事では個別提供を行う等
- ⑦ これらの取組みをホームページ等にて対外的に公表、施設内に掲示する等、周知徹底（掲示物等の例は「付属資料編」P.23意向を参照）
※ 予約時に若者の団体旅行、重症化しやすい高齢者の団体旅行、大人数の宴会を伴う旅行等を控えることが望ましい（ただし、修学旅行・教育旅行などのように着実な感染防止対策が講じられる旅行は除く）ことや旅行者が順守すべき事項を周知徹底

【作業②／予約サイト管理画面での登録】

各サイトにより対応は異なりますので、それぞれの利用サイトにお問い合わせください。

【作業③／観光庁への登録】

「Go To トラベル事業」の対象施設として、観光庁への宿泊事業者の登録が必須となります。予約サイトで割引販売をご検討されている方は、下記 URL の観光庁申請フォームに、必要情報を入力・登録ください。特に事前準備は不要で、代表者名、住所などの情報を記入するだけで申請できます。

↓

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSe90ps88To1f8c4aBUEoU_zfaNzbBE1dbv-xKYmV9vBAR3fzw/viewform

【補足・注意事項】

上記①-③以外にも、東京在住者でないか等を確認するため、旅行者に住所確認等の条件が必要になりますが、対応している各サイトでは、割引適用前に必ず旅行者の住所確認を実施するなどの予約ステップがあります。

実施期間は、2020年7月22日～2021年1月31日となります。2月1日までにチェックアウトされる宿泊のみ割引の対象となります。例えばチェックイン1月30日、チェックアウト2月2日のご予約につきましては対象外となってしまいます。

ホストへの振込額については、割引前の料金を元に算出いたしますので、クーポンによる割引の影響を受けて減額されることはありません。また、予約サイトで販売される場合、Go To トラベルキャンペーンのために料金を割引する等の必要はございません。

なお、自ら料金を変更して「割引販売」された場合には、予約サイトからの還付はありませんのでお気をつけください。割引の対象となる料金は、宿泊料金、追加人数分の追加料金、オプション料金、清掃料金、手配料、消費税を全て合計した額（＝通常旅行者様の支払い額全額）がベースとなります。

地域共通クーポンの配布については、9月以降の実施となります。こちらの実施要領については、追って当協会ホームページ上にてご案内いたします。

【 G o T o トラベル事業における感染防止策の周知 】

「G o T o トラベル事業」に参加する場合、ホームページ等を通じて感染防止策の実施内容を周知する必要があります。

施設のホームページ開設の有無によって、周知方法が異なりますので、下記を参照ください。施設内での「掲示物の例」については、次項以降を参照ください。

Go To トラベル事業における感染防止対策実施の周知について

HP（旅行会社、OTAを含む）あり	HPなし（電話等による予約）
事業者における感染防止対策 【HPに掲載】	事業者における感染防止対策 【フロントに掲示】
旅行者における感染防止対策 【HPに掲載】	旅行者における感染防止対策 【予約時に電話で伝達】
移動中の感染防止対策 【HPに掲載】	移動中の感染防止対策 【予約時に電話で伝達】
新しい旅のエチケット 【HPに掲載】	新しい旅のエチケット 【フロントに掲示】
感染防止対策チェックリスト（ガイドライン） 【フロントに掲示】	感染防止対策チェックリスト（ガイドライン） 【フロントに掲示】

■ ホームページおよび施設内への掲示物 例 ■

- ① 事業者における感染防止対策（HP・フロント等への掲示物 例）・・・P. 24
- ② 旅行者における感染防止対策（HP掲示・予約時に伝達 例）・・・P. 25
- ③ 移動中の感染防止対策（HP掲示・予約時に伝達 例）・・・P. 26
- ④ 新しい旅のエチケット（HP掲示・フロント等への掲示物 例）・・・P. 27 - 28
- ⑤ 感染防止チェックリスト（HP掲示・フロント等への掲示物 例）・・・P. 18 - 20

※ 掲示にあたっては、次項以降の各ツールを印刷して使用いただいてかまいません。

GoToトラベル事業の 「参加条件」を守っています。

- チェックイン時に検温・本人確認を100%実施しています。

・チェックインに際しては、直接の対面を避けるなど、感染予防策を講じた上で旅行者全員に検温と本人確認を実施。

- 週末を含め保健所に連絡し、指導を仰ぐ体制を確立しています。（連絡先：〇〇〇〇〇保健所）

・旅行者に検温等の体調チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、週末も含め保健所の指示を仰ぎ、適切な対応をとること。

- 共用スペース等の消毒・換気を徹底しています。

・客室、エレベーターなどの共用スペース等の消毒・換気を徹底すること。

- 浴場や飲食施設で三密対策を徹底しています。

・浴場や飲食施設等の共用施設の利用について、人数制限や時間制限などを設け、三密対策を徹底すること。

- 食事の際の三密対策を徹底しています。

・ビュッフェ方式において、食事の個別提供、従業員による取り分け、もしくは個別のお客様専用 tong や箸等を用意し共用を避けるなど料理の提供方法を工夫し、また、座席の間隔を離すなど、食事の際の三密対策を徹底。

- 予約時に団体旅行等を控えることが望ましい旨を周知徹底しています。また、チェックイン時に旅行者が順守すべき事項を周知徹底しています。

・旅行商品の予約・購入時や宿泊施設でのチェックインの際等に、旅行者が順守すべき事項や、若者の団体旅行、重症化しやすい高齢者の団体旅行、大人数の宴会を伴う旅行は控えることが望ましい、(ただし、修学旅行・教育旅行などのように着実な感染防止対策が講じられる旅行は除く)旨を周知徹底する。

旅行者の皆様 へのお願い

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、旅行者の皆様にご案内いたします。

- 旅行前には、検温等の体調チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、旅行を控えてください。
また、接触確認アプリを積極的にご利用ください。
- 旅行中には、「新しい旅のエチケット」を実施ください。
三密が発生する場や施設等には行かない、利用しない。
大声を出すような行為もお控えください。
- 検温、本人確認、三密対策はじめ、その他感染予防に関する従業員の指示にご協力ください。
ご協力いただけない場合、GoToトラベルキャンペーンの利用が認められない場合があります。
- 若者の団体旅行、重症化しやすい高齢者の団体旅行、大人数の宴会を伴う旅行は、ご控えください。
(※ただし、修学旅行・教育旅行などのように着実な感染防止対策を講じた旅行の場合を除きます。)



移動中の対策の徹底について

交通機関の事業者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から次の対策の徹底をお願いします。

- 鉄道、バス、タクシー、航空等における換気・消毒の実施、利用者に対するマスク着用の呼びかけなど、業種別の感染拡大防止対策ガイドラインの徹底。
(感染数が少ない観光地等においても、他地域からの旅行者を見込んで対策を徹底)。



- さらに、空港におけるサーモグラフィーによる体温確認を実施。



新しい旅のエチケット

感染リスクを避けて
安心して楽しい旅行



旅先の
状況確認、
忘れずに。



マスク着け、
私も安心、
周りも安心。



楽しくも、
車内のおしゃべり
控えめに。



旅ゆけば、
何はともあれ、
手洗い・消毒。



混んでたら、
今はやめて、
後からゆっくり。



握手より、
笑顔で会釈の
旅美人。



おしゃべりを
ほどほどにして、
味わうグルメ。



間あけ、
ゆったり並べば、
気持ちもゆったり。



こまめに換気、
フレッシュ外気は
旅のごちそう。



毎朝の健康チェックは、
おしゃれな旅の
身だしなみ。



おみやげは、
あれこれ触らず
目で選ぼう。

ひとり一人の協力が、みんなの楽しい旅を守ります

旅行連絡会 協力：国土交通省・観光庁

旅行連絡会・・・交通機関や宿泊・観光施設等の旅行関係業界の業界団体等で構成。詳しくは、<https://www.jata-net.or.jp/virus/> を参照ください。

新しい旅行スタイルのキホン

- 毎朝の健康チェックは、おしゃれな旅の身だしなみ。
- 旅先の状況確認、忘れずに。
- スケジュールは、ゆったりのんびり、余裕をもって。
- 間あけ、ゆったり並べば、気持ちもゆったり。
- 握手より、笑顔で会釈の旅美人。
- 混んでたら、今はやめて、後からゆっくり。
- マスク着け、私も安心、周りも安心。
- 屋外でのびのび満喫、ニッポンの自然。
- 狭い場所、混んでる場所避け、安心ナイト。
- こまめに換気、フレッシュ外気は旅のごちそう。
- 旅ゆけば、何はともあれ、手洗い・消毒。
- だいじょうぶ、観光地はいつでもあなたを待っています。
- あなたの協力が楽しい旅を守ります。

移動

- 車内でもマスク忘れず、さあ出発。
- 楽しくも、車内のおしゃべり控えめに。
- すいている時期、時間帯で快適旅行。
- 歩いたり、自転車で発見！地域の魅力。

宿泊

- 人前で、マスク着用、エチケット。
- おしゃべりは、部屋に入って存分に。
- 大浴場、静かにゆっくりいい湯だな。
- 部屋の窓、ときどき空けてリフレッシュ。
- 同宿者、少し離れてご挨拶。
- ドアノブやエレベータ、触れたらすぐに手を洗おう。
- 手洗いと手指消毒で、安心ステイ。

ショッピング

- すいている時間に、安心ショッピング。
- おみやげは、あれこれ触らず目で選ぼう。
- レジ待ちも、間を空けてゆったりと。
- 歓迎です、少ない額の電子決済。

食事

- 外での食事は、楽しく安心。
- 取り分けて、安心・安全、おいしい料理。
- 横並び、料理がもっとよく見える。
- おしゃべりをほどほどにして、味わうグルメ。
- うまい酒、注がず注がれず、マイペース。

観光施設

- すいた時間・場所を選んで安心観光。
- 予約とり、並ばず、ゆったり、楽しい観光。
- 狭い部屋、長居は無用、お先に失礼。
- おしゃれで安心、オンラインチケットにキャッシュレス。
- 忘れるな、マスクは安心の入場券。
- おしゃべりは控え目に、手洗いは早めに。

旅行連絡会 協力：国土交通省・観光庁

旅行連絡会・・・交通機関や宿泊・観光施設等の旅行関係業界の業界団体等で構成。詳しくは、<https://www.jata-net.or.jp/virus/> を参照ください。

イベント開催等に係る基本的な感染防止策

- イベント主催者等は、以下の基本的な感染防止策の実施を含め、「感染拡大予防ガイドライン」に基づく行動。
- イベント参加者等も、以下の基本的な感染防止策の遵守を含め、「新しい生活様式」に基づいた行動。
- 今後、新たなエビデンス等に基づき、感染防止策やそれに基づくイベント開催要件等を見直し。

(1) ウイルスを持ち込まない

- | | |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| スタッフの体調管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・ スタッフの定期的な検温 ・ 発熱など、体調が悪いスタッフはイベント等への参加を控える |
| 参加者の体調管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者の入場時の検温 ・ 発熱など、体調が悪い参加者にはイベント等への参加を断る（入場を断った際の払い戻し措置の規定） |

(2) 持ち込んでも感染させない

- | | |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| マスク | <ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症対策等に必要ない場合を除き、マスクの着用を奨励 ・ 着用していない者がいた場合は注意喚起、必要な場合はマスクを配布 |
| 大声抑制 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 観客等による大声を抑制（演者が大声を発する場合、観客まで一定距離を確保） |
| 手洗い | <ul style="list-style-type: none"> ・ こまめな手洗いの奨励 |
| 消毒 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設内のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒 |
| 密閉の回避（換気） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気 |
| 密集・密接の回避 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 入退場時や休憩時、待合場所等における密集・密接の回避(時間差入退場の工夫等) |
| 飲食の制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食のための感染防止策を講じたエリア以外での飲食の制限 |
| 催物前後の行動管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・ イベント前後の飲食（打ち上げ）等による感染の注意喚起 |

(3) 感染しても広げない

- | | |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 参加者の連絡先把握 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な限り事前予約制（WEB予約の推奨）、又は入場時に連絡先の把握 |
| 参加者自身による感染把握 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 接触確認アプリの導入の推奨（特に、参加者の位置が固定されない催物の場合は強く推奨）、（各都道府県等で開発する）QRコード等による登録の推奨 |

別添 1

【 イベント開催等に係る基本的な感染防止策 】

【参考とした資料等】

本ガイドラインは「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」の提言と「感染症学の専門家」や「内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室」の監修、さらには、以下の各種業界団体等の「対応ガイドライン」を参考に作成したものです。

- ・ 農業における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン（農林水産省）
https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html
- ・ 宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン
（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟）
<http://www.yadonet.ne.jp/info/member/pdf/covid19-guideline-v1.pdf>
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた宿泊施設の清掃等マニュアル
（全国ビルメンテナンス協会）
https://www.j-bma.or.jp/wp-content/uploads/2020/05/0529_COVID-19_guideline.pdf
- ・ 民泊感染防止対策ガイドライン（一般社団法人 日本民泊協会）
<https://www.minpaku.or.jp/covid19-guidelines/>
- ・ 体験交流企画 新型コロナウイルス等 感染予防対策ガイドライン
（一般社団法人全国農協観光協会）
<https://www.znk.or.jp/topics/>
- ・ ふるさとホームステイ受入地域団体に求められる「新型コロナウイルス感染拡大予防」の取組 ～参加する子供達・同行者や受入家庭にとって安全・安心な受入に向けて～（（一財）都市農山漁村交流活性化機構）
https://www.kouryu.or.jp/information/kodomo_covid19.html
- ・ 旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン
（日本旅行業協会、全国旅行業協会）
<https://www.jata-net.or.jp/virus/>
- ・ 旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（日本旅行業協会、日本修学旅行業協会、全国修学旅行研究協会）
<https://www.jata-net.or.jp/virus/>
- ・ 外食業の持続継続のためのガイドライン
（日本フードサービス協会、全国生活衛生同業者組合中央会）
http://www.jfnet.or.jp/contents/_files/safety/FSguidelineA4_20514_21.pdf

- ・遊園地・テーマパークにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
(東日本遊園地協会、西日本遊園地協会、賛同企業)

https://www.e-yuenchi.com/pdf/amusement_park_guideline.pdf#search

- ・「感染防止対策チェックリスト（P. 18掲載）」作成協力
(農林水産省 農村振興局 農村政策部 都市農村交流課)

【その他参考情報】

各輸送機関における完全換気に必要な時間（具体的な実証実験による）

- ◆貸切バス・バス車内空気の換気による完全入れ替えに必要な時間 5～6分
常時作動 (バス製造会社ホームページより)
- ◆新幹線・車両内空気の換気による完全入れ替えに必要な時間 6～8分
常時作動 (JR各社ホームページより)
- ◆航空機：機内空気の換気による完全入れ替えに必要な時間 2～3分
常時作動 (航空会社各社ホームページより)

本ガイドラインの作成に当たっては、以下の「専門家」ならびに「内閣官房
新型コロナウイルス感染症対策推進室」に監修いただきました。

尾内 一信 川崎医科大学 小児科学 主任教授

新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)活用のご案内

詳細:厚生労働省 HP「https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

○ 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に資するよう、新型コロナウイルス感染症対策テックチームと連携して、新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA[※])を開発しました。ご自身のスマートフォンにインストールして、利用いただきますようお願いいたします。

※COVID-19 **C**ontact **C**onfirming **A**pplication

○ 本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能(BluetoothTM)を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができます。

○ 利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることを期待されます。

「農泊」地域の皆さまとともに

現在、わが国は、終息の見えない新型コロナウイルス禍に加え、九州をはじめとする全国各地で大きな豪雨災害に見舞われています。

全国の「農泊」地域の皆さまにおかれては、今後の事業推進に不安を抱えておられることと存じます。しかしながら、農山漁村地域の所得向上と活性化をめざす「農泊」の取組は、今後とも、歩みを止めることなく進めていく必要があります。

「一般社団法人日本ファームステイ協会」は、全国の「農泊」地域の皆さまに寄り添い、日本の地域を元気にしようとする全国の関係組織・団体の力を結集して「農泊」地域を支援し、これからも地域活性化に貢献してまいります。

令和2年7月
一般社団法人日本ファームステイ協会
Japan Countryside Stay Association

【本件に関するお問い合わせ】

一般社団法人 日本ファームステイ協会

Japan Countryside Stay Association

住所：〒101-0021東京都千代田区外神田2-17-2

電話：03-3526-2493 （FAX：03-3526-2494）

E-Mail：info@jpcsa.org

または・・・

株式会社農協観光 地域交流推進課

【担当】 齋藤

E-Mail：ntour.chiiki@ntour.co.jp